

青森県報

第二千四百四号

平成十六年
十一月十二日
(金曜日)

目次

規 則

青森県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則……………(団体経営改善課)……………一

告 示

家畜商講習会の開催……………(畜産課)……………一

公有水面埋立ての免許の出願の要領……………(漁港漁場整備課)……………二

公有水面埋立ての免許……………(同)……………三

都市計画事業の認可……………(都市計画課)……………四

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(文化振興課)……………四

土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課)……………五

右 同……………(同)……………五

肥料の登録……………(食の安全・安心推進室)……………五

規 則

青森県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十四号

青森県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県農業改良資金貸付規則(昭和三十一年十月青森県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律

第二号)第二十三条第一項に規定する資金

第二条第四項中「法第五条第一項に規定する特定地域資金」を「前項第一号及び第

二号に掲げる資金」に改める。

第三条第二号中「(平成七年法律第二号)第四条第一項の認定を受けた者」を「第

四条第四項に規定する認定就農者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第六百八十二号

家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)第三条第二項第一号の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令(昭和二十八年政令第二百五十二号)第一条の二第一項の規定により公示する。

平成十六年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催日時

平成十六年十二月二日午前九時から同月三日午後五時まで

二 開催場所

青森県観光物産館 青森市安方一丁目一四〇

三 講習科目及び時間数

講習科目及び時間数は、次のとおりとする。ただし、獣医師の免許を受けている者にあつては2及び3について、家畜人工授精師の免許を受けている者にあつては2について受講することを要しない。

- 1 家畜の取引に関する法令 四時間
 - 2 家畜の品種及び特徴 四時間
 - 3 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間
- 四 受講希望者は、受講願書に次に掲げる書類を添えて、平成十六年十一月十九日までに管轄の農林水産事務所畜産担当課に提出すること。

1 三千四百円（獣医師の免許を受けている者にあつては千八百円、家畜人工授精師の免許を受けている者にあつては二千七百六十円）分の青森県収入証紙

2 写真（願書提出前六か月以内に撮影したもので、大きさは、縦四センチメートル、横三センチメートルとする。）

3 住民票の写し（願書提出前三か月以内に交付を受けたもの）

4 獣医師又は家畜人工授精師の免許を受けている者にあつては、当該免許に係る免許証の写し

五 その他

1 受講願書の用紙は、青森県農林水産部畜産課、各農林水産事務所及び市町村役場に備え付けてあるので請求すること。

2 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。

3 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課又は各農林水産事務所に問い合わせること。

青森県告示第六百八十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十六年十一月一日公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、三沢市役所に備えて置いて縦覧に供する。

平成十六年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

- 1 出願人の住所及び名称
青森市長島一丁目の一
青森県
- 2 代表者の住所及び氏名
青森市長島一丁目の一
青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

三沢市大字三沢字浜通八八三の四の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び
の地点と の地点を結ぶ線により囲まれた区域

の地点 三沢港内東防波堤灯台（北緯四〇度四〇分四二秒、東経一四一度二六分三六秒）から三二五度一〇分六〇二・〇メートルの地点

の地点 の地点から二五五度〇〇分二二〇・〇メートルの地点

の地点 の地点から三四五度〇〇分二二・七メートルの地点

の地点 の地点から七五度〇〇分二二〇・〇メートルの地点

3 面積

一、五二四平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

三沢市大字三沢字浜通八八三の四の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び①の地点と②の地点を結ぶ線により囲まれた区域

①の地点 三沢港内東防波堤灯台（北緯四〇度四〇分四二秒、東経一四一度二六分三六秒）から三二七度一〇分五六四・〇メートルの地点

②の地点 ①の地点から二五五度〇〇分一八二・〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から三四五度〇〇分七三・〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から七五度〇〇分一八二・〇メートルの地点

3 面積

一三、二八六平方メートル
埋立地の用途
漁港施設用地

青森県告示第六百八十四号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十六年十一月四日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十六年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一
青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一
青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

上北郡百石町字下川原一〇一から二五の二四に至る地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び ②の地点と②の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 横道海岸堤防上に設置された三級基準点(三 一、世界測地系座標X

〃六七六一七・〇四一六、Y〃五三一九一・五八三二)から二三八・七八度一五八・九メートルの地点

の地点 の地点から一一二・四三度一〇・〇メートルの地点

の地点 の地点から一〇五・八二度一〇・〇メートルの地点

の地点 の地点から一〇二・二八度一〇・〇メートルの地点

の地点 の地点から九七・〇八度一〇・〇メートルの地点

の地点 の地点から九五・〇三度一〇・〇メートルの地点

の地点 の地点から九一・一三度一〇・〇メートルの地点

の地点 の地点から八八・〇三度一〇・〇メートルの地点

の地点 の地点から八一・七七度一〇・〇メートルの地点

の地点 の地点から七七・八二度一〇・〇メートルの地点

の地点 の地点から七一・二七度一〇・〇メートルの地点

の地点 の地点から六七・〇九度一〇・一メートルの地点

の地点 の地点から六七・一八度二一・六メートルの地点

の地点 の地点から一五七・一八度六〇・〇メートルの地点

の地点 の地点から二四七・一八度七〇・六メートルの地点

の地点 の地点から一六六・七五度一一・六メートルの地点

の地点 の地点から一〇六・七五度八〇・七メートルの地点

の地点 の地点から一九五・六〇度六七・五メートルの地点

の地点 の地点から二八六・六三度九四・七メートルの地点

の地点 の地点から三五一・〇二度四六・七メートルの地点

②①の地点 の地点から三四七・二三度一一・九メートルの地点

②②の地点 の地点から三四〇・五五度七六・五メートルの地点

3 面積

一八、九七四・二一平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

上北郡百石町字下川原一〇一から二五の四に至る土地に接する国有地内及び同地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び①の地点と①の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 横道海岸堤防上に設置された三級基準点(三 一、世界測地系座標X

〃六七六一七・〇四一六、Y〃五三一九一・五八三二)から二三八・七八度一五八・九メートルの地点

②の地点 ①の地点から二九二・四三度九・二メートルの地点

③の地点 ②の地点から三一・七四度九・三メートルの地点

④の地点 ③の地点から一〇三・九九度五・八メートルの地点

- ホの地点 ①の地点から一一二・四三度一六・六メートルの地点
- ヘの地点 ②の地点から九六・三九度一三・二メートルの地点
- トの地点 ③の地点から九六・七一度一一・七メートルの地点
- チの地点 ④の地点から八八・二九度一一・七メートルの地点
- リの地点 ⑤の地点から八四・五〇度一一・五メートルの地点
- ヌの地点 ⑥の地点から八五・七〇度一一・四メートルの地点
- ルの地点 ⑦の地点から七六・八〇度一一・六メートルの地点
- ウの地点 ⑧の地点から六九・二四度九・二メートルの地点
- ヅの地点 ⑨の地点から六七・一八度九〇・〇メートルの地点
- カの地点 ⑩の地点から一五七・一八度九〇・〇メートルの地点
- クの地点 ⑪の地点から二四七・一八度一一・一メートルの地点
- ケの地点 ⑫の地点から一六六・七五度八三・一メートルの地点
- コの地点 ⑬の地点から一〇六・七五度八八・八メートルの地点
- ソの地点 ⑭の地点から一九五・六九度一〇七・五メートルの地点
- ツの地点 ⑮の地点から二八六・六三度二〇・〇メートルの地点
- ネの地点 ⑯の地点から一九七・二八度五五・八メートルの地点
- ナの地点 ⑰の地点から二三〇・三一度五三・四メートルの地点
- ノの地点 ⑱の地点から三五五・四五度二〇・六メートルの地点
- ハの地点 ⑲の地点から三四九・四八度一一六・四メートルの地点
- ヒの地点 ⑳の地点から三五一・〇二度四六・七メートルの地点
- フの地点 ㉑の地点から三四七・二三度一一六・九メートルの地点
- ブの地点 ㉒の地点から三四〇・五五度七六・五メートルの地点

3 面積

三七、八八六・八一平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

青森県告示第六百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、浪岡都市計画道路事業を平成十六年十一月二日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十六年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

浪岡町

二 都市計画事業の種類

浪岡都市計画道路事業（三・五・一号停車場稲村線）

三 事業施行期間

平成十六年十一月十二日から平成二十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

青森県南津軽郡浪岡町大字浪岡字細田地内

2 使用の部分

なし

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十六年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

平成十七年度刊行『青森県史 資料編 近世3 津軽2 前期津軽領』制作業務

委託一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県文化観光部文化振興課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成十六年十月二十二日

五 契約の相手方の名称及び住所

青森オフセット印刷株式会社

青森市本町二丁目一の一六

六 契約金額

五百六十三万八千五百円

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成十六年九月十日

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、弘前市和徳土地改良区の定款の変更を平成十六年十一月二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十六年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、浅瀬石川土地改良区の定款の変更を平成十六年十一月二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十六年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

肥料の登録

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第四条第一項の規定により平成十六年十一月四日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十六年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三四八号	肥料の 種類 混合有機 質肥料	肥料の名称 りんご自慢 有機一号	保証成分量 (パーセント) 窒素全量 リン酸全量 加里全量 〇・五〇〇 〇・三〇〇 〇・二〇〇	その他の 規格 公定規格 のとおり	生産業者の氏名又 は名称及び住所 片倉チツカリン株 式会社 東京都千代田区九 段北一丁目一三の 五
青森県第 三四九号	混合有機 質肥料	りんご自慢 有機二号	窒素全量 リン酸全量 加里全量 〇・五〇〇 〇・四〇〇 〇・二〇〇	公定規格 のとおり	

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭